告訴状

警視庁長殿

住所

電話番号 - -

氏名 印

2022年06月28日

告訴人

被告訴人 立憲民主党 馬淵 澄夫

告訴の趣旨

被告訴人は 【刑法第百七十二条 (虚偽告訴等)】に該当するので、被告訴人を厳罰に処することを求め、ここに告訴いたします。

告訴事実

立憲民主党は6月8日、衆議院に、馬淵澄夫国対委員長などを提出者とする「衆議院議長細田博之君不信任決議案」を提出しました。

「衆議院議長細田博之君不信任決議案」内容の週刊は 「週刊文春」である。「週刊文春」の記事で名誉を傷つけられたとして、細田博之衆院議長は2022年6月17日、発行元の文芸春秋を相手取り2200万円の損害賠償と謝罪広告の掲載、オンライン記事の削除を求めて東京地裁に提訴しました。

馬淵澄夫国対委員長は 「週刊文春」の無事実の記事を不信任決議案の理由として 衆議院に不信任決議案を提出する行為は 虚偽告訴等【刑法第百七十二条】に該当する。

このように、被告訴人が公然と【刑法第百七十二条(虚偽告訴等)】を違反したことにより、今回被告訴人たちの不法行為が成立します。

そこで、被告訴人に対しては、厳重なる処罰を求め、ここに告訴いたします。

以 上

証拠方法

1.被告訴人の選挙活動(テレビ番組、メディアニュース報道など)